

了鳥取県公報

平成17年10月18日(火) 号外第158号

每週火:金曜日発行

次 目

| 条 | 例 | 鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例 (70) (県民室)6 |
|---|---|---|
| | | 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| | | (71) (税務課) |
| | | 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| | | (72) (文化政策課)8 |
| | | 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (73) (")15 |
| | | 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (74) (文化芸術課) …22 |
| | | 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| | | (75) (知来望) |

-----公布された条例のあらまし------

鳥取県行政手続条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県行政手続条例は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利 益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を 定めている。
- (2) 県民から行われた県の後援名義の使用等の依頼についても、知事等が当該依頼に応じないときは、 その理由、異議申出先等を当該依頼者に教示することにより、行政運営における更なる公正の確保と透 明性の向上を図ろうとするものである。

2 条例の概要

(1) 知事等は、県民から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備 の使用の依頼その他これらに類する依頼に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に 対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

依頼に応じない旨及びその理由

当該事案の対応責任者の職及び氏名

依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

- (2) (1)の教示は、(1)の依頼が書面により行われたときは、(1)の ~ の事項を記載した書面を交 付して行うものとする。
- (3) (1)により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、(1)の の行政 機関の長に対し異議の申出を行うことができる。
- (4) 行政機関の長は、(3)により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置

を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(5) 施行期日は、公布の日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 不動産取得税の不均一課税について、本県独自の税制上の優遇措置の基準額は、減収補てんの適用 対象のうち、最低金額である過疎地域の基準額を考慮して定めている。
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場 合等を定める省令の一部が改正され、(1)の基準額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うも

【企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税制度】

次に掲げる対象事業のために使用する設備を新設し、又は増設した個人又は法人が、対象事業のため に使用する一の設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が基準額以上であること等一定 の要件を備えている場合に限り、新設し、又は増設した建物及びその敷地である土地の取得に対する不 動産取得税の税率を0.4/100に軽減するもの。

対象事業:県内全域の製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、その他で 知事が別に定める基準に該当する事業

2 条例の概要

- (1) 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象となる製造業等の事業の用に供する一の 設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額を、2,700万円 (現行 2,500万円) を超えるも のに引き上げる。
- (2) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平 成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県文化振興財団に管理委託している県民文化会館について、指定管理者制度を平 成18年4月1日から導入する。
- (3) 県民文化会館の管理は、芸術文化事業の推進により県民文化の向上及び公共の福祉の増進を図る団 体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要が あるときに、条例の定めるところにより、指定管理者 (法人その他の団体であって当該普通地方公共 団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

県民文化会館…県民の文化の振興を図るため、鳥取市に設置

2 条例の概要

県民文化会館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

| (1) 指定管理者に | 県民文化会館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に |
|------------|-------------------------------------|
| よる管理 | 行わせる。 |
| (2) 指定管理者の | 指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法人鳥取県文化振興財団 |
| 選定の特例 | を予定) |
| | |

| (3) 扌 | 指定管理者の | 3年間 |
|--------|--------|--|
| 管理の | の期間 | |
| (4) 閉 | 開館時間及び | 指定管理者が知事の承認を得て定める。 |
| 休館日 | 日 | |
| (5) 和 | 利用許可 | 県民文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなら |
| | | ない。 |
| (6) 行 | 行為の制限等 | 指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命 |
| | | ずることができる。 |
| (7) } | 措置命令 | 指定管理者は、県民文化会館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な |
| | | 措置を命ずることができる。 |
| (8) # | 料金 | 県民文化会館の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収 |
| | | 入として収受させる。 |
| | | の場合において、指定管理者は、県民文化会館の利用について、あらかじ |
| | | め知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。 |
| (9) # | 料金の減免 | 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、県民文化会館 |
| | | の利用料金を減免しなければならない。 |
| (10) 方 | 施行期日 | この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日か |
| | | ら施行する。 |
| (11) 糸 | 経過措置等 | 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うこ |
| | | とができる。 |
| | | 所要の経過措置を講じる。 |

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平 成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県文化振興財団に管理委託している倉吉未来中心について、指定管理者制度を平 成18年4月1日から導入する。
- (3) 倉吉未来中心の管理は、芸術文化事業の推進により県民文化の向上及び公共の福祉の増進を図る団 体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要が あるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共 団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

倉吉未来中心…人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、倉吉市に設置

2 条例の概要

倉吉未来中心の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

| (1) 指定管理者に | 倉吉未来中心 (鳥取県男女共同参画センターの部分を除く。以下同じ。) の施 |
|------------|---------------------------------------|
| よる管理 | 設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。 |
| (2) 指定管理者の | 指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法人鳥取県文化振興財団 |
| 選定の特例 | を予定) |
| (3) 指定管理者の | 3年間 |
| 管理の期間 | |
| | |

| (4) | 開館時間及び | 指定管理者が知事の承認を得て定める。 |
|------|--------|--|
| 休飢 | 官日 | |
| (5) | 利用許可 | 倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなら |
| | | ない。 |
| (6) | 行為の制限等 | 指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命 |
| | | ずることができる。 |
| (7) | 措置命令 | 指定管理者は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な |
| | | 措置を命ずることができる。 |
| (8) | 料金 | 倉吉未来中心の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収 |
| | | 入として収受させる。 |
| | | の場合において、指定管理者は、倉吉未来中心の利用について、あらかじ |
| | | め知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。 |
| (9) | 料金の減免 | 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、倉吉未来中心 |
| | | の利用料金を減免しなければならない。 |
| (10) | 施行期日 | この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日か |
| | | ら施行する。 |
| (11) | 経過措置等 | 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うこ |
| | | とができる。 |
| | | 所要の経過措置を講じる。 |

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平 成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取童謡・おもちゃ館に管理委託している童謡館について、指定管理者制度を平成18 年4月1日から導入する。
- (3) 童謡館の管理は、同館が「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の普及及び振興を図る拠点施設であり、そ の機能を発揮するためには、県民への普及活動並びに童謡唱歌に関する調査研究活動及び、調査研究の 成果を活かした企画展示活動が必要であることから、公募によらず、知事がその候補者を選定する。 指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要が

あるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共 団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

童謡館…童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するため、鳥取市に設置

2 条例の概要

童謡館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

| (1) 指定管理者に | 童謡館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせ | | | |
|------------|-------------------------------------|--|--|--|
| よる管理 | వ . | | | |
| (2) 指定管理者の | 指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法人鳥取童謡・おもちゃ | | | |
| 選定の特例 | 館を予定) | | | |
| (3) 指定管理者の | 3年間 | | | |
| 管理の期間 | | | | |
| (4) 開館時間及び | 指定管理者が知事の承認を得て定める。 | | | |

| 休食 | 自 | |
|------|--------|--|
| (5) | 利用許可 | 童謡館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 |
| (6) | 行為の制限等 | 指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命 |
| | | ずることができる。 |
| (7) | 措置命令 | 指定管理者は、童謡館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を |
| | | 命ずることができる。 |
| (8) | 料金 | 童謡館の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入とし |
| | | て収受させる。 |
| | | の場合において、指定管理者は、童謡館の利用について、あらかじめ知事 |
| | | の承認を得て定めた額の料金を徴収する。 |
| (9) | 料金の減免 | 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、童謡館の利用 |
| | | 料金を減免しなければならない。 |
| (10) | 施行期日 | この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日か |
| | | ら施行する。 |
| (11) | 経過措置等 | 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うこ |
| | | とができる。 |
| | | 所要の経過措置を講じる。 |

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平 成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人とっとりコンベンションビューローに管理委託している米子コンベンションセンター について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 米子コンベンションセンターの管理は、コンベンションの振興による地域経済の発展と文化の振興 を図る団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。
 - 指定管理者制度…普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要が あるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共 団体が指定するもの) に、当該公の施設の管理を行わせる制度

米子コンベンションセンター...国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発 展と文化の振興を図るため、米子市に設置

2 条例の概要

米子コンベンションセンター (以下「センター」という。) の管理を指定管理者に行わせるために必要 な事項を、次のとおり定める。

| (1) 指定管理者に | センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わ |
|------------|--------------------------------------|
| よる管理 | せる。 |
| (2) 指定管理者の | 指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法人とっとりコンベンショ |
| 選定の特例 | ンビューローを予定) |
| (3) 指定管理者の | 3 年間 |
| 管理の期間 | |
| (4) 開館時間及び | 指定管理者が知事の承認を得て定める。 |
| 休館日 | |

| 1 | | |
|------|--------|--|
| (5) | 利用の許可 | センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 |
| (6) | 行為の制限等 | 指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命 |
| | | ずることができる。 |
| (7) | 措置命令 | 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置 |
| | | を命ずることができる。 |
| (8) | 料金 | センターの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 |
| | | の場合において、指定管理者は、センターの利用について、あらかじめ知 |
| | | 事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。 |
| (9) | 料金の減免 | 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、センターの利 |
| | | 用料金を減免しなければならない。 |
| (10) | 施行期日 | この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日か |
| | | ら施行する。 |
| (11) | 経過措置等 | 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うこ |
| | | とができる。 |
| | | 所要の経過措置を講じる。 |

条 例

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善

鳥取県条例第70号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例 (平成6年鳥取県条例第34号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 (以下「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。) に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------|--------------------------------|
| | |
| 目次 | 目次 |
| 第1章~第5章 略 | 第1章~第5章 略 |
| 第6章 補則 (第37条 - <u>第44条</u>) | 第 6 章 補則 (第37条 - <u>第43条</u>) |
| 附則 | 附則 |
| | |

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 知事等は、県民 (県民を構成員とする団体等 を含む。) から行われた県の後援名義の使用の依頼、 講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依 頼その他これらに類する依頼 (法第2条第3号に規 定する申請、第2条第5号に規定する申請、法第2 条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定す る届出に該当するものを除く。) に対して、当該依 頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、 次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 依頼に応じない旨及びその理由
- (2) 当該事案の対応責任者の職及び氏名
- (3) 依頼に応じないことに異議があるときに、そ の異議を申し出ることのできる行政機関の名称
- 2 前項の教示は、同項の依頼が書面により行われた ときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交 付して行うものとする。
- 3 第1項の規定により教示を受けた者は、知事等が 依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3 号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行う ことができる。
- 4 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を 受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な 措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議 を申し出た者に対し回答するものとする。

(委任)

第44条 略

(委任)

第43条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例 (平成12年鳥取県条例第61号) の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 第5条 対象事業の用に供する一の設備 (ガスの製造 | 第5条 対象事業の用に供する一の設備 (ガスの製造 又は発電に係る設備を含む。) で、これを構成する 減価償却資産 (所得税法施行令 (昭和40年政令第96 号) 第6条第1号から第7号までに掲げるものに限 る。) の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの (以下この条において「対象設備」という。) を新設 し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対 象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の 取得(前3条の規定の適用を受ける取得を除き、か つ、土地の取得については、その取得の日の翌日か ら起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家 屋の建設の着手があった場合における当該土地の取 得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、 県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4と する。

2 略

改正前

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税) 又は発電に係る設備を含む。) で、これを構成する 減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96 号) 第6条第1号から第7号までに掲げるものに限 る。) の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの (以下この条において「対象設備」という。) を新設 し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対 象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の 取得(前3条の規定の適用を受ける取得を除き、か つ、土地の取得については、その取得の日の翌日か ら起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家 屋の建設の着手があった場合における当該土地の取 得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、 県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4と する。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、この条例の施 行の日以後に取得される同条第1項に規定する対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である 土地 (以下「家屋又は土地」という。) の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得 された家屋又は土地については、なお従前の例による。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項 (以下「削除条項」という。) を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項 (以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」とい う。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在 しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後

改正前

(目的)

号。以下「法」という。) 第244条の2第1項の規定 に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に 関する事項について定めることを目的とする。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、県民文化会 館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) 県民文化会館の施設設備の維持管理に関する 業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、県民文化会館の管 理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する 事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、県民文化 会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第6条 県民文化会館の開館時間は、指定管理者があ らかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 県民文化会館の休館日は、指定管理者があらかじ

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立 県民文化会館の設置及び管理に関する事項について 定めることを目的とする。

め知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

- 管理者の許可を受けなければならない。許可を受け た事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可 (以下「利用許可」 という。) をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは 汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、県民文化会館の 管理上支障があるものとして規則で定める場合に 該当するとき。
- 3 指定管理者は、県民文化会館の管理上必要がある と認めるときは、利用許可に条件を付することがで <u>きる。</u>

(行為の制限等)

- 第8条 県民文化会館においては、次の行為をしては ならない。
 - (1) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは 汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は 飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある 行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお それのある者に対しては、県民文化会館への入館を 拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることが できる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県民文化会館の適正な管理を

(利用の許可)

第7条 県民文化会館を利用しようとする者は、指定 │第3条 県民文化会館を利用しようとする者は、規則 で定めるところにより、知事の許可を受けなければ ならない。

図るため必要があると認めるときは、利用許可を受 けた者 (以下「利用者」という。) に対し、必要な 措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

- 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用 し、又はそのおそれのあるとき。
 - (4) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受け たとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、県民文化会館の 管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあ るとき。

(利用料金)

- 第11条 県民文化会館の利用に係る料金 (以下「利用 │ 第4条 県民文化会館の利用に係る料金 (以下「利用 料金」という。) は、別に定めるところにより、指 | 料金」という。) は、別表のとおりとし、第6条の 定管理者にその収入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て│第5条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。

(利用料金の減免)

(利用料金)

受させる。

の理由があると認められる場合には、規則で定める ところにより、利用料金を減免することができる。

規定に基づく管理の委託を受けた者の収入として収

_(管理の委託)

第6条 知事は、県民文化会館の施設設備の保全及び 利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県文化振 興財団に委託する。

(規則への委任)

第7条 略

(規則への委任)

第13条 略

別表 (第4条関係)

1 施設利用料

(1) ホール等利用料

| | × | 分 | ケギの | 金ケ海の | 額を関する | ΔΠ. |
|----|-----------|---|------------|------------|------------|------------|
| | K | 知 | 午前の 利用料 | 午後の 利用料 | 夜間の 利用料 | 全日の 利用料 |
| | 平日に利用する場合 | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 32,600円 | 65,200円 | 81,500円 | 163,000F |
| | | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 42,380円 | 84,760円 | 105,950円 | 211,900円 |
| | | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 52,160円 | 104,320円 | 130,400円 | 260,800円 |
| 大亦 | | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 65,200円 | 130,400円 | 163,000円 | 326,000円 |
| ール | 休日に利用する場合 | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 39,120円 | 78,240円 | 97,800円 | 195,600円 |
| | | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 50,850円 | 101,710円 | 127,140円 | 254,280円 |
| | | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 62,590円 | 125,180円 | 156,480円 | 312,960円 |
| | | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 78,240円 | 156,480円 | 195,600円 | 391,200円 |
| | | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 5,700円 | 11,400円 | 14,250円 | 28,500円 |
| | | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 7,410円 | 14,820円 | 18,520円 | 37,050円 |
| 小亦 | | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 9,120円 | 18,240円 | 22,800円 | 45,600F |
| ール | | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 11,400円 | 22,800円 | 28,500円 | 57,000F |
| | 休日に利用する場合 | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 6,840円 | 13,680円 | 17,100円 | 34,200뜬 |
| | | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 8,890円 | 17,780円 | 22,220円 | 44,460円 |
| | | 入場料の最高額 | | | | |

| 1 | へ |
|---|---|

| | | が3,000円を超 | | | | |
|-----|------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | え5,000円以下 | 10,940円 | 21,880円 | 27,360円 | 54,720円 |
| | | のとき。 | | | | |
| | | 入場料の最高額 | | | | |
| | | が5,000円を超 | 13,680円 | 27,360円 | 34,200円 | 68,400円 |
| | | えるとき。 | | | | |
| 第 | 1 楽屋 | Ī | 380円 | 770円 | 960円 | 1,930円 |
| 第2 | 2 楽屋 | Ī | 320円 | 650円 | 810円 | 1,630円 |
| 第3 | 3 楽屋 | Ī | 480円 | 970円 | 1,220円 | 2,440円 |
| 第4 | 4 楽屋 | | 530円 | 1,060円 | 1,320円 | 2,650円 |
| 第: | 5 楽屋 | | 1,200円 | 2,400円 | 3,000円 | 6,010円 |
| 第(| 5 楽屋 | | 770円 | 1,540円 | 1,930円 | 3,870円 |
| 第 | 7 楽屋 | | 480円 | 970円 | 1,220円 | 2,440円 |
| 第8 | 8 楽屋 | | 440円 | 890円 | 1,120円 | 2,240円 |
| 第 | 9 楽屋 | | 590円 | 1,180円 | 1,470円 | 2,950円 |
| 第1 | 0楽屋 | | 690円 | 1,380円 | 1,730円 | 3,460円 |
| 楽層 | 星事務 | S 室 | 240円 | 480円 | 610円 | 1,220円 |
| IJĮ | (ーサ | ル室 | 4,700円 | 9,410円 | 11,770円 | 23,540円 |
| 第 | 1 練習 | 室 | 550円 | 1,100円 | 1,370円 | 2,750円 |
| 第2 | 2 練習 | 室 | 670円 | 1,340円 | 1,680円 | 3,360円 |
| 第 3 | 3 練習 | 室 | 1,080円 | 2,160円 | 2,700円 | 5,400円 |
| 第4 | 4 練習 | 室 | 1,460円 | 2,930円 | 3,670円 | 7,340円 |
| | | | | | | |

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時か ら正午までをいい、「午後」とは午後1時 から午後5時までをいい、「夜間」とは午 後6時から午後10時までをいい、「全日」 とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の 日をいい、「休日」とは国民の祝日に関す る法律 (昭和23年法律第178号) に規定す る休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 この表において「入場料」とは、入場料、 会費、会場整理費その他名称のいかんを問 わず、入場者から入場の対価として徴収さ れるものをいう。
- 4 この表に掲げる施設(以下「ホール等」 という。)を午前零時から午前9時まで又 は午後10時から午後12時までの間に利用す る場合の利用料の額は、午前又は夜間の利 用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 5 ホール等を正午から午後1時まで又は午 後5時から午後6時までの間に利用する場 合 (全日の利用をする場合を除く。) の利 用料 (以下「延長利用料」という。) の額 は、午前又は午後の利用料の額を勘案して 知事が別に定める。ただし、ホール等を午 前から引き続き午後において利用する場合 における正午から午後1時までの間の利用

に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 展示室等利用料

| X | 分 | 単位 | 金 額 |
|-------|-----------------|--------------|---------|
| 显二字 | 営利を目的とし ない場合 | 1日につき | 27,110円 |
| 展示室 | 営利を目的とす る場合 | 1日につき | 54,220円 |
| 第1会議 | 室 | 1 時間につき | 3,860円 |
| 第2会議 | 室 | 1 時間につき | 1,790円 |
| 第3会議 | 室 | 1 時間につき | 4,040円 |
| 第4会議 | 室 | 1 時間につき | 890円 |
| 第5会議 | 室 | 1 時間につき | 440円 |
| 第6会議 | 室 | 1 時間につき | 410円 |
| 第7会議 | 室 | 1 時間につき | 270円 |
| 第8会議 | 室 | 1 時間につき | 310円 |
| 会議準備室 | | 1 時間につき | 120円 |
| フリース | ペース | 1日1平方メートルにつき | 2 円 |

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 2 設備利用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許 可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 (平成12年鳥取県条例第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に 対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。) が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しな い場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存 在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び号並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正 部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び号の表示並びに追加条項等を除 く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対 応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後 改正前

(設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」| 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条 という。) 第244条第1項の規定に基づき、人と人と の交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県 立倉吉未来中心 (以下「倉吉未来中心」という。) を倉吉市に設置する。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、倉吉未来中 心に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) 倉吉未来中心(センターに係る部分を除く。 以下この条、次条及び第6条から第11条までにお いて同じ。) の施設設備の維持管理に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管 理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する 事務を除く業務

(設置)

第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、 地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心 (以下「倉吉未来中心」という。) を倉吉市に設置す る。

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、倉吉未来 中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第6条 倉吉未来中心の開館時間は、指定管理者があ らかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 倉吉未来中心の休館日は、指定管理者があらかじ め知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

- 管理者の許可を受けなければならない。許可を受け た事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」 という。) をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは 汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、倉吉未来中心の 管理上支障があるものとして規則で定める場合に 該当するとき。
- 3 指定管理者は、倉吉未来中心の管理上必要がある と認めるときは、利用許可に条件を付することがで きる。

(利用の許可)

第7条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定 │第3条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、規則 で定めるところにより、知事の許可を受けなければ ならない。

(行為の制限等)

- ならない。
 - (1) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは (1) 倉吉未来中心の施設設備を損傷し、若しくは 汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 (2)及び(3) 略
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行 (4) その他知事が別に定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの それのある者に対しては、倉吉未来中心への入館を 拒み、又は倉吉未来中心からの退去を命ずることが ができる。 できる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、倉吉未来中心の適正な管理を | 第5条 知事は、倉吉未来中心の適正な管理を図るた けた者 (以下「利用者」という。) に対し、必要な 措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

- に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。
 - これらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条の命令に従わないとき。
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
- 管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあ るとき。

(行為の制限等)

- 第8条 倉吉未来中心においては、次の行為をしては | 第4条 倉吉未来中心においては、次の行為をしては ならない。
 - 汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 (2)及び(3) 略

 - ある者に対しては、倉吉未来中心の利用を拒むこと

(措置命令)

図るため必要があると認めるときは、利用許可を受 め必要があると認めるときは、第3条の規定による 許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以 下「利用者」という。) に対し、必要な措置を命ず ることができる。

(利用許可の取消し)

- 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか | 第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、利用許可を取り消すことがで きる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の| (5) その他倉吉未来中心の管理上支障がある行為 をし、又はそのおそれのあるとき。

_(管理の委託)

第7条 知事は、倉吉未来中心の管理を財団法人鳥取 県文化振興財団 (以下「文化振興財団」という。) に委託する。

(利用料金)

(利用料金)

第11条 倉吉未来中心の利用に係る料金 (以下「利用|第8条 倉吉未来中心の利用に係る料金 (以下「利用 料金」という。) は、別に定めるところにより、指 料金」という。) は、別表のとおりとし、文化振興 定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

なければならない。

(規則への委任)

第13条 略

財団の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しの理由があると認められる場合には、規則で定める ところにより、利用料金を減額し、又は免除するこ <u>とができる</u>。

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

1 施設利用料

(1) 大ホール利用料

| | | 金 | | 額 | |
|-----------|---|---------|----------|----------|----------|
| | 区 分 | 午前の | 午後の | 夜間の | 全日の |
| | | 利用料 | 利用料 | 利用料 | 利用料 |
| 平日に利用する場合 | 入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。 | 24,450円 | 48,900円 | 61,120円 | 122,250円 |
| | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 31,780円 | 63,570円 | 79,460円 | 158,920円 |
| | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 39,120円 | 78,240円 | 97,800円 | 195,600円 |
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 48,900円 | 97,800円 | 122,250円 | 244,500円 |
| 休日に利用する場合 | 入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。 | 29,340円 | 58,680円 | 73,350円 | 146,700円 |
| | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 38,140円 | 76,280円 | 95,350円 | 190,700円 |
| | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 46,940円 | 93,880円 | 117,360円 | 234,720円 |
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 58,680円 | 117,360円 | 146,700円 | 293,400円 |

備考

1 この表において「午前」とは午前9時か

- ら正午までをいい、「午後」とは午後1時 から午後5時までをいい、「夜間」とは午 後6時から午後10時までをいい、「全日」 とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の 日をいい、「休日」とは国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 この表において「入場料」とは、入場料、 会費、会場整理費その他名称のいかんを問 わず、入場者から入場の対価として徴収さ れるものをいう。
- 4 午前零時から午前9時まで又は午後10時 から午後12時までの間に利用する場合の利 用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を 勘案して知事が別に定める。
- 5 正午から午後1時まで又は午後5時から 午後6時までの間に利用する場合(全日の 利用をする場合を除く。) の利用料 (以下 「延長利用料」という。) の額は、午前又は 午後の利用料の額を勘案して知事が別に定 める。ただし、午前から引き続き午後にお いて利用する場合における正午から午後1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午 後から引き続き夜間において利用する場合 における午後5時から午後6時までの間の 利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 6 1階部分のみを利用する場合の利用料の 額は、この表に定める利用料の額の5分の 3に相当する額とする。この場合において、 当該利用料の額に10円未満の端数があると きは、これを切り捨てるものとする。

(2) 小ホール利用料

ア 可動席を使用する場合

| | | 3 | 金 | | Ą |
|-----------|-----------|--------|-----------|---------|------------|
| | 区 分 | 午前の | 午後の | 夜間の | 全日の |
| | | 利用料 | 利用料 | 利用料 | 利用料 |
| | 入場料を徴収し | | | | |
| | ないとき及び入 | | | | |
| 17 | 場料の最高額が | 4,890円 | 9,780円 | 12,220円 | 24,450円 |
| 自 | 1,000円以下の | | | | |
| 平日に利用する場合 | とき。 | | | | |
| 用す | 入場料の最高額 | | | | |
| る場 | が1,000円を超 | 6 2500 | 40.740.00 | 45.000 | 04 700 111 |
| 合 | え3,000円以下 | 6,350円 | 12,710円 | 15,890円 | 31,780円 |
| | のとき。 | | | | |
| | 入場料の最高額 | | | | |

| | が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 7,820円 | 15,640円 | 19,560円 | 39,120円 |
|-----------|---|---------|---------|---------|---------|
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 9,780円 | 19,560円 | 24,450円 | 48,900円 |
| | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 5,860円 | 11,730円 | 14,670円 | 29,340円 |
| 休日に利用する場合 | 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 7,620円 | 15,250円 | 19,060円 | 38,130円 |
| る場合 | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 9,380円 | 18,770円 | 23,470円 | 46,940円 |
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 11,730円 | 23,470円 | 29,340円 | 58,680円 |

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜 間」及び「全日」、「平日」及び「休日」 並びに「入場料」とは、それぞれ(1)の 表備考1から3までに規定する午前、午 後、夜間及び全日、平日及び休日並びに 入場料をいう。
- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、可動 席を使用する場合の小ホールの利用料の 額について準用する。

イ 可動席を使用しない場合

| 区分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------------|---------|--------|
| 営利を目的とする 場合 | 1 時間につき | 4,200円 |
| 営利を目的としな い場合 | 1 時間につき | 2,100円 |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又 は利用時間に1時間未満の端数があると きは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に 定める利用料の額に知事が別に定める額 を加算するものとする。

(3) 楽屋等利用料

| | | 金 | | 額 | |
|------|---|------------|------------|------------|------------|
| X | 分 | 午前の 利用料 | 午後の 利用料 | 夜間の 利用料 | 全日の 利用料 |
| 第1楽屋 | | 290円 | 590円 | 740円 | 1,490円 |
| 第2楽屋 | | 280円 | 560円 | 710円 | 1,420円 |
| 第3楽屋 | | 270円 | 540円 | 670円 | 1,350円 |
| 第4楽屋 | | 540円 | 1,080円 | 1,350円 | 2,700円 |
| 第5楽屋 | | 580円 | 1,160円 | 1,460円 | 2,920円 |
| 第6楽屋 | | 570円 | 1,140円 | 1,420円 | 2,850円 |
| | | | | | |

| 第7楽屋 | 840円 | 1,680円 | 2,100円 | 4,200円 |
|---------|---|---|--|---|
| 第8楽屋 | 210円 | 420円 | 530円 | 1,060円 |
| 第 9 楽屋 | 550円 | 1,110円 | 1,390円 | 2,780円 |
| 第10楽屋 | 550円 | 1,110円 | 1,390円 | 2,780円 |
| 楽屋事務室 | 210円 | 420円 | 530円 | 1,060円 |
| スタッフルーム | 310円 | 620円 | 780円 | 1,560円 |
| リハーサル室 | 2,010円 | 4,020円 | 5,020円 | 10,050円 |
| 第1練習室 | 620円 | 1,250円 | 1,560円 | 3,130円 |
| 第2練習室 | 1,160円 | 2,330円 | 2,920円 | 5,840円 |
| | 第 7 楽屋 第 8 楽屋 第 9 楽屋 第10楽屋 楽屋事務室 スタッフルーム リハーサル室 第 1 練習室 第 2 練習室 | 第8楽屋 210円 第9楽屋 550円 第10楽屋 550円 楽屋事務室 210円 スタッフルーム 310円 リハーサル室 2,010円 第1練習室 620円 | 第8楽屋 210円 420円 第9楽屋 550円 1,110円 第10楽屋 550円 1,110円 楽屋事務室 210円 420円 スタッフルーム 310円 620円 リハーサル室 2,010円 4,020円 第1練習室 620円 1,250円 | 第8楽屋 210円 420円 530円 第9楽屋 550円 1,110円 1,390円 第10楽屋 550円 1,110円 1,390円 楽屋事務室 210円 420円 530円 スタッフルーム 310円 620円 780円 リハーサル室 2,010円 4,020円 5,020円 第1練習室 620円 1,250円 1,560円 |

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜 間」及び「全日」とは、それぞれ(1) の表備考1に規定する午前、午後、夜間 及び全日をいう。
- 2 (1)の表備考4及び5の規定は、楽屋 等の利用料の額について準用する。

(4) セミナールーム等利用料

| | ** | 1371311 | |
|-----------|--------------------|---------------|--------|
| X | 分 | 単 位 | 金額 |
| 第 1 セミナーノ | レーム | 1 時間につき | 1,080円 |
| 第2セミナー/ | レーム | 1時間につき | 620円 |
| 第3セミナー | 全室を利用す る場合 | 1時間につき | 2,550円 |
| ルーム | 2分の1室を 利用する場合 | 1時間につき | 1,270円 |
| 第4セミナーノ | レーム | 1 時間につき | 490円 |
| 第5セミナーノ | レーム | 1時間につき | 490円 |
| 第6セミナーノ | レーム | 1時間につき | 510円 |
| 第7セミナーノ | レーム | 1 時間につき | 710円 |
| 第8セミナーノ | レーム | 1時間につき | 1,180円 |
| | 全室を利用す る場合 | 1時間につき | 640円 |
| 第9セミナー | 8 畳間を利用 する場合 | 1時間につき | 250円 |
| ルーム | 6 畳間(1)を 利用する場合 | 1時間につき | 190円 |
| | 6 畳間(2)を 利用する場合 | 1時間につき | 190円 |
| 団体事務局サロ | コン | 1月1平方メートルにつき | 1,330円 |
| アトリウム | | 1時間1平方メートルにつき | 2円 |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又 は利用時間に1時間未満の端数があると きは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用期間が1月未満であるとき、又は 利用期間に1月未満の端数があるときは、 1月として計算するものとする。
- 3 利用面積が1平方メートル未満である とき、又は利用面積に1平方メートル未 満の端数があるときは、1平方メートル として計算するものとする。

- 4 1件の利用料の額が100円未満である 場合における当該利用料の額は、100円 とするものとする。
- 5 セミナールーム及び団体事務局サロン を利用する場合において、冷房又は暖房 をしたときは、この表に定める利用料の 額に知事が別に定める額を加算するもの とする。
- 2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定 及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第74号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後 改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 に基づき、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する 事項について定めることを目的とする。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、童謡館に係 る次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) 童謡館の施設設備の維持管理に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、童謡館の管理に関 する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を 除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、童謡館の 指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第6条 童謡館の開館時間は、指定管理者があらかじ め知事の承認を得て定める。
- 2 童謡館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事 の承認を得て定める。

(利用の許可)

- の許可を受けなければならない。許可を受けた事項 を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」

(目的)

号。以下「法」という。) 第244条の2第1項の規定 | 号) 第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立 童謡館の設置及びその管理に関する事項について定 めることを目的とする。

(利用の許可)

第7条 童謡館を利用しようとする者は、指定管理者 | 第3条 童謡館を利用しようとする者は、規則で定め るところにより、知事の許可を受けなければならな L1.

- という。) をしなければならない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
- (2) 童謡館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、 又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、童謡館の管理上 支障があるものとして規則で定める場合に該当す るとき。
- 3 指定管理者は、童謡館の管理上必要があると認め るときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

- - (1)~(4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行 (5) その他知事が別に定める行為
- それのある者に対しては、童謡館への入館を拒み、 又は童謡館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、童謡館の適正な管理を図るた|第5条 知事は、童謡館の適正な管理を図るため必要 め必要があると認めるときは、利用許可を受けた者 (以下「利用者」という。) に対し、必要な措置を命 ずることができる。

(利用許可の取消し)

- に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。
 - (1)~(4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、童謡館の管理上 (5) その他童謡館の管理上支障がある行為をし、 支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(行為の制限等)

- 第8条 童謡館においては、次の行為をしてはならな│第4条 童謡館においては、次の行為をしてはならな
 - (1)~(4) 略
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの ある者に対しては、童謡館への入館を拒み、又は童 謡館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

があると認めるときは、第3条の規定による許可 (以下「利用許可」という。) を受けた者 (以下「利 用者」という。) に対し、必要な措置を命ずること ができる。

(利用許可の取消し)

- 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか│第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、利用許可を取り消すことがで きる。
 - (1)~(4) 略
 - 又はそのおそれがあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、童謡館の施設設備及び展示物の保全

(利用料金)

- 第11条 童謡館の利用に係る料金 (以下「利用料金」 第8条 童謡館の利用に係る料金 (以下「利用料金」 者にその収入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとす る。_

(利用料金の減免)

定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。

(規則への委任)

第13条 略

並びに利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取童 謡・おもちゃ館に委託する。

(利用料金)

という。) は、別に定めるところにより、指定管理 | という。) については、別表に定めるところにより、 財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 (以下「管理受託者」 という。) に、その収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 第9条 管理受託者は、特別の理由があると認めると きは、規則で定めるところにより、利用料金を減額 し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

1 入館料

| 区分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 個人 (学生又は一般人に限る。) | 1人1回につき |
| | 250円 |
| 団体 (学生又は一般人の団体 | 1人1回につき |
| であって20人以上のものに限 | 200円 |
| る。) | |

2 多目的ホール利用料

| 区分 | 金 | | 額 |
|-------|-------|--------|---|
| 午前 | 1回につき | 1,830円 | |
| 午後 | 1回につき | 3,660円 | |
| 夜間 | 1回につき | 4,580円 | |
| 午前・午後 | 1回につき | 5,500円 | |
| 午後・夜間 | 1回につき | 8,250円 | |
| 全日 | 1回につき | 9,170円 | |

備考

1 この表において「午前」とは午前9時から 正午までをいい、「午後」とは午後1時から 午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時 から午後9時までをいい、「午前・午後」と

は午前9時から午後5時までをいい、「午後・ 夜間」とは午後1時から午後9時までをいい、 「全日」とは午前9時から午後9時までをい う

- 2 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。) 又は午後5時から午後6時まで(午後・夜間 又は全日の利用をする場合を除く。)の間に 利用する場合の利用料の額は、午前又は午後 の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 3 多目的ホールを利用する場合において、冷 房又は暖房をしたときは、この表に定める利 用料の額に知事が別に定める額を加算するも のとする。
- 3 設備利用料設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定 及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第75号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例 (平成9年鳥取県条例第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」とい

う。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在 しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分 を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後

改正前

(目的)

設置及び管理に関する事項について定めることを目しる事項について定めることを目的とする。 的とする。

(指定管理者による管理)

- 第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって、知事が指定するも の (以下「指定管理者」という。) に、センターに 係る次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) センターの施設設備の維持管理に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に 関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務 を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第 67号) 第5条第1項第1号及び第3項の規定により、 同条例第3条及び第4条の規定によらず、センター の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期 間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属す る年度の翌年度の4月1日 (当該指定を受けた日が 4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。 ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

- 第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらか じめ知事の承認を得て定める。
- 2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知 事の承認を得て定める。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 | 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67 号。以下「法」という。) 第244条の2第1項の規定 | 号) 第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立 に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの 米子コンベンションセンターの設置及び管理に関す (利用の許可)

- 者の許可を受けなければならない。許可を受けた事 項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」 という。) をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するお それがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損 し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げ る暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれがある組織の利益になると認め られるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理 上支障があるものとして規則で定める場合に該当 するとき。
- 3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認 めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

- 第8条 センターにおいては、次の行為をしてはなら│第4条 センターにおいては、次の行為をしてはなら
 - し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行 (4) その他知事が別に定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのお 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの それのある者に対しては、センターへの入館を拒み、 又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図る 第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必 者 (以下「利用者」という。) に対し、必要な措置 を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理 | 第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定 めるところにより、知事の許可を受けなければなら ない。

(行為の制限等)

- (1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損 (1) センターの施設設備を毀損し、若しくは汚損 し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

- ある者に対しては、センターへの入館を拒み、又は センターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

ため必要があると認めるときは、利用許可を受けた 要があると認めるときは、第3条の規定による許可 (以下「利用許可」という。) を受けた者 (以下「利 用者」という。) に対し、必要な措置を命ずること ができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれか │ 第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当 に該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ とができる。

(1)~(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理 (6) その他センターの管理上支障がある行為をし、 上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

すると認めるときは、利用許可を取り消すことがで きる。

(1)~(5) 略

又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの施設設備の保全及び利用 者の応接に関する事務を財団法人とっとりコンベン ションビューロー (以下「管理受託者」という。) に委託する。

(利用料金)

- という。) は、別に定めるところにより、指定管理 者にその収入として収受させる。
- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承 認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

なければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(利用料金)

<u>第11条</u> センターの利用に係る料金 (以下「利用料金」<u>第8条</u> センターの利用に係る料金 (以下「利用料金」 という。) は、別表のとおりとし、管理受託者の収 入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し|の理由があると認められる場合には、規則で定める ところにより、利用料金を減額し、又は免除するこ とができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

- 1 施設利用料
 - (1) 多目的ホール利用料
 - ア 会議等に利用する場合

| | | a | ž | 客 | Ą |
|-----------|--|----------|---------|----------|----------|
| | 区 分 | 午前の | 午後の | 夜間の | 全日の |
| | | 利用料 | 利用料 | 利用料 | 利用料 |
| 平日に利 | 入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の | 32,660円 | 65,320円 | 81,660円 | 163,320円 |
| 平日に利用する場合 | とき。 入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。 | 42,460円 | 84,920円 | 106,150円 | 212,310円 |
| | 0,000 | | | | |

| 休日に利用する場合 | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 52,260円 | 104,520円 | 130,650円 | 261,310円 |
|-----------|---|---------|----------|----------|----------|
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 65,320円 | 130,650円 | 163,320円 | 326,640円 |
| | 入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。 | 39,190円 | 78,390円 | 97,990円 | 195,980円 |
| | 入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。 | 50,950円 | 101,900円 | 127,380円 | 254,770円 |
| | 入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。 | 62,710円 | 125,420円 | 156,780円 | 313,570円 |
| | 入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。 | 78,390円 | 156,780円 | 195,980円 | 391,960円 |

備考

- 1 この表は、会議、講演、式典、集会、 音楽、演劇、演芸、映画その他これらに 類するものに利用する場合に適用するも のとする。
- 2 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 4 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 5 午前零時から午前9時まで又は午後10 時から午後12時までの間に利用する場合 の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 6 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料(以下「延長利用料」という。)の額は、

午前又は午後の利用料の額を勘案して知 事が別に定める。ただし、午前から引き 続き午後において利用する場合における 正午から午後1時までの間の利用に係る 延長利用料及び午後から引き続き夜間に おいて利用する場合における午後5時か ら午後6時までの間の利用に係る延長利 用料は、徴収しない。

イ 見本市等に利用する場合

| | X | 分 | 単 位 | 金 額 |
|--------|----------------|---|---------------------|---------|
| | 営制を削ま | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。 | 1時間につき | 27,100円 |
| 平日に利用す | する とき。 | 入場料の最高額が 3,000円を超えると き。 | 1時間につき | 40,700円 |
| る場合 | 営を的しな | 入場料を徴収しない とき及び入場料の最 高額が3,000円以下 のとき。 | 1時間につき | 13,550円 |
| | いと き。 | 入場料の最高額が 3,000円を超えると き。 | 1時間につき | 20,350円 |
| | 営利 を目 的と | 入場料を徴収しない とき及び入場料の最 高額が3,000円以下 のとき。 | 1時間につき | 32,600円 |
| 休日に利用す | する とき。 | 入場料の最高額が 3,000円を超えると き。 | 00円を超えると 1時間につき 48, | 48,900円 |
| る場合 | 営利を的とな | 入場料を徴収しない とき及び入場料の最 高額が3,000円以下 のとき。 | 1時間につき | 16,300円 |
| | しな いと き。 | 入場料の最高額が 3,000円を超えると き。 | 1時間につき | 24,450円 |

備考

- 1 この表は、見本市、展示会、品評会、 展覧会、競技会、スポーツその他これら に類するものに利用する場合に適用する ものとする。
- 2 この表において「平日」及び「休日」 並びに「入場料」とは、それぞれアの表 備考第3号及び第4号に規定する平日及 び休日並びに入場料をいう。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき、又 は利用時間に1時間未満の端数があると きは、1時間として計算するものとする。
- 4 2分の1面を利用する場合の利用料の 額は、この表に定める利用料の額の2分

の1に相当する額とする。この場合にお いて、当該利用料の額に10円未満の端数 があるときは、これを切り捨てるものと する。

5 知事が定めるコンセントから電気を使 用したとき、又は冷房若しくは暖房をし たときは、この表に定める利用料の額に 知事が別に定める額を加算するものとす

(2) 小ホール等利用料

| | | | _ | | | |
|-----|-------------|---|------------|------------|------------|------------|
| | | | | 金 | 額 | |
| | X | 分 | 午前の 利用料 | 午後の 利用料 | 夜間の 利用料 | 全日の 利用料 |
| | | 入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。 | 4,890円 | 9,780円 | 12,220円 | 24,450円 |
| | 平日に利用する場合 | 入場料の最高額が 1,000円を超え3,000 円以下のとき。 | 6,350円 | 12,710円 | 15,890円 | 31,780F |
| | | 入場料の最高額が 3,000円を超え5,000 円以下のとき。 | 7,820円 | 15,640円 | 19,560円 | 39,120円 |
| 小亦 | | 入場料の最高額が 5,000円を超える とき。 | 9,780円 | 19,560円 | 24,450円 | 48,900F |
| ル | 休日に利用する場合 | 入場料を徴収しな いとき及び入場料 の最高額が1,000 円以下のとき。 | 5,860円 | 11,730円 | 14,670円 | 29,340円 |
| | | 入場料の最高額が 1,000円を超え3,000 円以下のとき。 | 7,620円 | 15,250円 | 19,060円 | 38,130P |
| | | 入場料の最高額が 3,000円を超え5,000 円以下のとき。 | 9,380円 | 18,770円 | 23,470円 | 46,940P |
| | | 入場料の最高額が 5,000円を超える とき。 | 11,730円 | 23,470円 | 29,340円 | 58,680P |
| 第 | 1 楽 🛭 | | 270円 | 540円 | 670円 | 1,350₽ |
| 第2 | 2 楽 | 星 | 290円 | 590円 | 740円 | 1,490₽ |
| 第 | 3 楽 🛭 | <u> </u> | 590円 | 1,190円 | 1,490円 | 2,990₽ |
| 第4 | 4 楽 | 星 | 1,080円 | 2,160円 | 2,700円 | 5,410F |
| 第: | - 楽 | <u> </u> | 270円 | 540円 | 670円 | 1,350₽ |
| 第(| 5 楽 | 星 | 240円 | 480円 | 600円 | 1,210 |
| 第: | 7 楽 🛭 | 星 | 380円 | 760円 | 960円 | 1,920 |
| 第8 | 8 楽 | 星 | 510円 | 1,020円 | 1,280円 | 2,560 |
| 楽 | 星事系 | 务 <u>室</u> | 240円 | 480円 | 600円 | 1,210F |
| IJ/ | <u>'-</u> † | ナル室 | 740円 | 1,480円 | 1,850円 | 3,700 |

備考

1 この表において「午前」、「午後」、「夜 間」及び「全日」、「平日」及び「休日」 並びに「入場料」とは、それぞれ(1)の アの表備考第2号から第4号までに規定 する午前、午後、夜間及び全日、平日及

び休日並びに入場料をいう。

2 (1)のアの表備考第5号及び第6号の 規定は、小ホール等の利用料の額につい て準用する。

(3) 会議室等利用料

| , | _ HJV5 | 137.311 | |
|---|--------|---------------|--------|
| | 区分 | 単 位 | 金 額 |
| | 第1会議室 | 1時間につき | 710円 |
| | 第2会議室 | 1時間につき | 1,080円 |
| | 第3会議室 | 1時間につき | 1,040円 |
| | 第4会議室 | 1時間につき | 1,080円 |
| | 第5会議室 | 1時間につき | 1,080円 |
| | 第6会議室 | 1時間につき | 1,040円 |
| | 第7会議室 | 1時間につき | 1,630円 |
| | 第8会議室 | 1 時間につき | 1,630円 |
| | 情報プラザ | 1時間1平方メートルにつき | 10円 |

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又 は利用時間に1時間未満の端数があると きは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満である とき、又は利用面積に1平方メートル未 満の端数があるときは、1平方メートル として計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である 場合における当該利用料の額は、100円 とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房 又は暖房をしたときは、この表に定める 利用料の額に知事が別に定める額を加算 するものとする。
- 5 (1)のイの表備考第4号の規定は、第 2会議室、第4会議室若しくは第5会議 室の2分の1室又は第7会議室の3分の 1室若しくは3分の2室を利用する場合 について準用する。
- 2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことがで きる。

(経過措置)

| _ | 34 | 平成1 | 7年10 | 月18E | <u>ر</u> E | 人曜日 | | 鳥 | 取 | 県 | 公 | 報 | 级 (号外)第158号 | |
|---|----|----------|--------|-------|------------|-------|----------|--------|---------|-----|--------|------------|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | ノセンターの設置及び管理に関する条例の規定 りされた許可その他の行為とみなす。 | |
| | IC | . ه ۰۶ د | 10/281 | -, 00 | اردی | 12010 | WI 275 I | /JUJ1F | 1 - 1 9 | OM. | Æ IC 6 | . (| プログルには、一、このが、このから、 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |